

第1章 総則

(目的)

第1条 日本育英会庁舎における電気工作物の工事維持及び運用の保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号以下「法」という。）第74条第3項で準用する法第52条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

(法令及び規程の遵守)

第2条 日本育英会（以下「本会」という。）および本会より電気工作物の管理業務の委託を受けた者（以下「管理会社」という。）は電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため細則の外必要と認めた場合は別に細則を定めるものとする。

(規定等の改正)

第4条 この規定の改正または前条に定める細則の制定または改正にあたっては管理会社及び派遣主任技術者と協議の上決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務の実施)

第5条 電気工作物の工事維持及び運用に関する保安業務の実施については本会及び管理会社間の契約によつて定めるものとする。契約に定める事項は、この規程の定めるところによるものの他次の各号について定めておくものとする。

- (イ) 本会が選任する主任技術者について管理会社からの派遣に関すること。
- (ロ) 主任技術者の執務に関すること。
- (ハ) 主任技術者が行なうところの職務について本会側組織と管理会社側組織との連絡、報告、調整に関すること。
- (ニ) 本会と管理会社との間における連絡に関すること。
- (ホ) 保安規程の遵守に関すること。

(主任技術者の義務)

第6条 主任技術者は別図第1-1のとおり配置して保安監督にあたらせるものとしその職務は次の事項について行なうものとする。

- (イ) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (ロ) 電気工作物の工事に関すること。
- (ハ) 電気工作物の保守に関すること。
- (ニ) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (ホ) 電気工作物の災害対策に関すること。

(へ) 保安業務の記録に関すること。

(ト) 保安用器材及び書類の整備に関すること。

2 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行なわなければならない。

(設置者の義務)

第7条 本会は、電気工作物に係る保安上重要な事項を決定または実施しようとするときは、管理会社及び主任技術者の意見を求めるものとする。

2 本会は管理会社及び主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

3 法令に基づいて行なう所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には主任技術者の参画のもとに、これを立案し、決定するものとする。

4 所管官庁が法令に基づいて行なう検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(保安業務従事者の業務)

第8条 電気工作物の工事、維持または運用に従事する者は主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在の措置)

第9条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務の代行を行なう者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務を誠実に行なわなければならない。

(主任技術者の解任)

第10条 主任技術者が次の各号の1に該当する場合は解任することができるものとする。

(イ) 主任技術者が病気により欠勤が長期にわたり、または精神障害等により保安の確保上不適当と認められたとき。

(ロ) 主任技術者が法令またはこの規程の定めるところに違反し、または怠たつて保安の確保上不適当と認められたとき。

(ハ) 主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。

2 主任技術者は前項に該当する場合または昇任、転任、退職等の場合のほか、その意に反して解任されないものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第11条 管理会社及び主任技術者は本会の協力を得て電気工作物の保安に係る従事者に対し事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行なわなければならない。

(保安に関する訓練)

第12条 管理会社及び主任技術者は本会の協力を得て電気工作物の保安に係る従事者に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ実地指導訓練を行なうものとする。

第4章 工事の計画及び実態

(工事計画)

第13条 本会は電気工作物の設置及び改造等の工事計画を立案するにあたっては管理会社及び主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「**保守工事**」という。）の計画を立案し管理会社の管理組織をへて本会の承認を求めるものとする。

(工事の実施)

第14条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、主任技術者の監督のもとに、これを実施するものとする。

2 工事の実施にあたっては、その保安を確保するため別に定める作業心得によつて行なわなければならない。

3 作業心得には次の各号について定めるものとする。

(イ) 停電範囲と期間、作業用器具等の準備の確認

(ロ) 作業時間及び危険区域の表示

(ハ) 停電中のしや断器、開閉器の誤操作の防止措置

(ニ) 作業責任者の指名とその責任

(ホ) 作業終了時の点検及び測定

4 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引取るものとする。

第5章 保守

(巡視、点検、測定)

第15条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は別表第2に定める基準に従い、主任技術者において本会の承認を経て計画的に実施しなければならない。

第16条 巡視、点検、または測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、本会は主任技術者の意見に基づき、直ちに当該電気工作物を修理、改造、移設またはその使用を一時停止し、もしくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第17条 本会および管理会社は事故その他異常が発生した場合には臨時に精密検査を行ない、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第6章 運転または操作

(運転または操作等)

第18条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時におけるしや断器、開閉器、そ

の他の機器の操作の順序，方法について定めておかなければならない。

- 2 前項の操作の順序及び方法については受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に指示しておかなければならない。
- 3 主任技術者もしくは代務者または従業者は，事故その他異常が発生した場合には，あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に報告もしくは連絡し，または指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。
- 4 前項の連絡もしくは報告すべき事項ならびに経路は受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 5 受電用しや断器の操作にあたっては東京電力株式会社新宿支社と必要に応じて連絡するものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第19条 本会は非常災害その他の災害にそなえて電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるような体制を整備しておくものとする。

第20条 非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督は主任技術者が行なうものとする。

- 2 主任技術者は災害等の発生に伴い危険と認められる場合は直ちに送電を停止することができるものとする。

第8章 記録

第21条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する記録は別表の定めるところにより記録し，これを3年間保存しなければならない。

- 2 主要電気機器の保修記録は別表に定める設備台帳により記録し，必要な期間保存しなければならない。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第22条 他の者の設置する電気工作物と保安上の責任分界点は東京電力株式会社の配電函内の本会の断路器電源側端子とする。

第23条 本会が設置する需要設備の構内は別図に示すとおりとする。

第10章 雑則

(危険の表示)

第24条 本会は主任技術者及び管理会社に意見を求め，受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所であつて危険のおそれのあるところには，人の注意を喚起するよう表示を設けなければならない。

(測定器具類の整備)

第25条 本会は主任技術者及び管理会社に意見を求め電気工作物の保安上必要とする測定器具を備付け主任技術者はこれを常に整備し，適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第26条 主任技術者は，電気工作物の設計図，仕様書，取扱い説明書等は必要な期間

保存しなければならない。

(手続書類の整備)

第27条 主任技術者は関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図、その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和40年10月27日から施行し、昭和40年10月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和43年1月15日から施行し、昭和42年12月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則（平成4年5月8日達第876号）

この改正規程は、平成4年5月8日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

別図および別表（略）